

平成二十一年二月二十日提出
質問第一四三号

フランスの教科書における竹島の表記変更に係る政府の対応等に関する第二回質問主意書

提出者 鈴木宗男

フランスの教科書における竹島の表記変更に係る政府の対応等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第六五号）を踏まえ、再度質問する。

- 一 我が国が抱える領土問題の一つである竹島に関し、フランスの出版社「アティエ」が中学生向け歴史教科書（以下、「教科書」という。）の次回の改訂版において、竹島の地図表記を独島と改める意向を示していることにつき、前回質問主意書で、外務省において、「教科書」の表記変更を最初に察知したのはこの部署かと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の教科書に関する報道については、平成二十年十一月十三日に在大韓民国日本国大使館が最初に承知した。」との答弁がなされている。在大韓民国日本国大使館（以下、「在韓国大使館」という。）はどの様にして「教科書」の表記変更を知ったのか説明されたい。

- 二 在フランス日本国大使館（以下、「在フランス大使館」という。）が「教科書」の表記変更を最初に知ったのはいつか。また、それをどの様にして知ったか。

- 三 「在フランス大使館」が、最初に「教科書」の表記変更を察知できなかったのはなぜか。

- 四 竹島問題を管轄する政府機関は外務省であり、「教科書」の表記変更についても、外務省が第一義的に

担当するものであると思料するが、外務省の見解如何。

五 前回質問主意書で、「教科書」の表記変更を最初に察知した政府機関より、中曽根弘文外務大臣に報告が行われたのはいつか、その報告の後、中曽根大臣よりどのような指示が下されたかと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書（平成二十一年一月九日内閣衆質一七〇第三六九号）一及び十二についてでお答えしたとおり、御指摘の教科書に関する報道について、外務大臣にも報告しているが、政府部内での検討内容等について明らかにすることは、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があり、差し控えたい。」との答弁がなされている。中曽根大臣から下された指示内容はじめ、政府部内での検討内容等について明らかにすることで事務の遂行に支障を来すというのなら、「在韓国大使館」よりいつ中曽根大臣に報告がなされたのか、右一点のみ明らかにされたい。

六 前回質問主意書で、フランス以外の欧州の国において、「教科書」の表記変更と同様に、学校教育の場で使用する教科書における竹島の表記を独島へと変更する動きは見られるか、また、右について政府、特に外務省として何らかの情報を有しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、外務省においては、竹島に関する不適切な表記等の確認に努めてきて

いるところである。」との答弁がなされている。右答弁にある「竹島に関する不適切な表記等」とは、具体的によどの様な内容のものを指すのか説明されたい。

七 これまで外務省が確認に努めてきた中で、六の「竹島に関する不適切な表記等」が見つかった事例はあるか。あるのなら、直近の事例三件を挙げ、それらに対して外務省がどのような対応をとったのか、詳細に説明されたい。

右質問する。